

## 受講証明書

特別講習の課程を受講した証明書。(不合格の場合交付されません。)登録講習機関が行う講習会を受講し修了審査に不合格の場合には、講習会受講証明書が交付されません。

講習会受講証明書の有効期間は交付日から1年間です。

講習会受講証明書を交付された者は、講習会の課程を修了したものとみなされ、再講習を受講することができます。

再講習の希望申し込みは、会社を通じて下記[再講習受講申込書](#)を FAX 等にて協会宛にご連絡ください。

- ・ [再講習受講申込書](#)